



千葉市公衆衛生医師募集案内

千葉市では、感染症や自然災害、飲料水、食中毒等の健康危機管理対策、地域での生活を支える地域医療や地域包括ケア体制整備等、予防・医療・環境・介護などの幅広い分野において、保健所や保健福祉センターが地域における公衆衛生の第一線の機関としてその役割と機能を十分に果たしていくため、公衆衛生分野に関心、意欲のある医師を募集しています。

1 募集人数

若干名

2 応募資格

採用予定年度4月1日時点の満年齢が65歳未満の人（職員の定年は、65歳です。定年に達した日以後における最初の3月31日に退職となります。）であって、次の（1）から（3）までの要件をすべて満たす人

（1）日本国籍を有する人

（2）医師の資格を取得している人

※平成16年度以降に医師資格取得した人は、
採用時期までに医師法第16条の2に規定する臨床研修を終了していること。

（3）次のいずれにも該当しない人

ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 応募手続き

下記の「問い合わせ先（1）採用に関すること」までご連絡ください。
手続きについてご案内します。

【必要書類】

- ・履歴書（最近3か月以内に撮影した写真を貼付）
様式は、千葉市公衆衛生医師の募集ホームページよりダウンロードしてご使用ください。
- ・医師免許証の写し
- ・平成16年度以降に医師資格取得した人は、臨床研修終了登録証の写し

4 応募期間

随時（都合により応募を終了することがあります。）

5 選考方法等

- ・書類審査
 - ・論文、個別面接試験
- ※試験日時・会場等については、応募に基づき調整し、別途ご連絡します。

6 採用時期

原則として、翌年4月1日の予定です。

※採用時期については、個別にご調整させていただきます。

7 業務内容及び勤務地

（1）業務内容

- ・保健福祉行政の計画や条例などの企画立案
- ・市内の感染症対策、予防接種事業、健康づくり事業実施等
- ・医療施設、建物環境、飲食店などの指導等

（2）勤務地

- ・千葉市保健所、千葉市役所本庁舎、区保健福祉センターなど

8 業務説明、保健所の見学

現役の公衆衛生医師による業務説明や職場見学を随時行っています。

詳しくは、下記の「問い合わせ先（2）業務内容や研修、職場見学に関すること」までご連絡ください。（日程等の調整をいたします。）

9 採用時の身分及び役職

- ・身分 医師
- ・役職 医歴、年齢等により異なります。

10 給与等

千葉市職員の給与に関する条例により、医療職給料表（1）が適用されます。

給与は、上記のほか、初任給調整手当、地域手当、期末・勤勉手当（年2回）、扶養手当、通勤手当、その他各種手当等が、それぞれの支給要件にしたがって支給されます。

（参考：令和5年4月1日現在）

初任給額（目安）について（地域手当+初任給調整手当込み）

- ・ 医歴 5年 月額 約644,000円程度
- ・ 医歴10年 月額 約737,000円程度

11 勤務時間

原則として、土曜日、日曜日、祝日及び

年未年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く

1日7時間45分（週38時間45分）

以下の勤務形態（6種）から選択可（ただし、職場の状況等によります。）

勤務班	勤務時間	勤務班	勤務時間
3班	7時30分～16時15分	A班	8時30分～17時15分
2班	8時00分～16時45分	B班	9時00分～17時45分
1班	8時15分～17時00分	C班	9時30分～18時15分

※業務の必要に応じて時間外勤務があります。

12 休暇等

年次有給休暇 20日／年

特別休暇 夏季休暇6日／年（令和5年度実績）のほか
慶弔、子の看護休暇、妊娠・出産などの場合

このほか病気休暇、介護休暇、育児休業などがあります。

13 大学教員・研究員等との兼職

兼職は出来ません。

14 千葉市に勤務している公衆衛生医師の構成（令和5年4月1日現在）

- ・ 保健福祉局保健医療統括監（兼保健所長）1名（60代）
- ・ 保健所次長（兼健康福祉部技監）1名（50代）

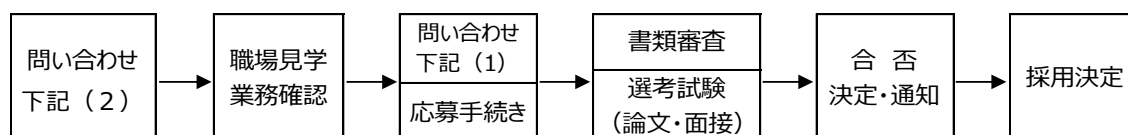
15 研修

国立保健医療科学院の保健福祉行政管理分野前期（基礎）、保健福祉行政管理分野後期（応用）の受講やOJTにより、公衆衛生、保健福祉医療分野における必要な基礎的知識を習得していただきます。

また、千葉市で独自の研修も幅広い分野で行っておりますので、ご希望により、受講することが可能です。

16 その他

- (1) 受験資格がないことや受験申込書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格（採用）を取り消します。
- (2) 受験に際して取得した個人情報については、本試験のみに使用します。ただし、最終合格者の個人情報については、人事管理上の基礎資料としても使用します。なお、本試験の過程で提出された書類等については、返却しませんのであらかじめご了承ください。
- (3) 選考結果（合否）については、個別に通知します。電話等による合否の照会には応じません。
- (4) 応募から採用までの流れ（イメージ）



問い合わせ先

(1) 採用に関すること

千葉市保健福祉局保健福祉総務課
〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
電話：043(245)5163
E-mail：somu.HW@city.chiba.lg.jp

(2) 業務内容や研修、職場見学に関すること

千葉市保健所総務課
〒261-0025 千葉市中央区問屋町1-35
千葉ポートサイドタワー 12階
電話：043(238)9915
E-mail：somu.PHO@city.chiba.lg.jp